

## 置賜地域みんなで子育て応援団設置要綱

### (目的)

第1条 置賜地域における子育てを支援する団体（以下、「子育て支援団体」という。）及び子育てを応援する個人・団体並びに子育て支援を担当する行政機関が子育てに関する情報を共有し、民間と行政の協働により、置賜地域全体で子育てを応援する環境づくりを推進するため、置賜総合支庁に「置賜地域みんなで子育て応援団」（以下「応援団」という。）を設置する。

### (応援団の事業)

第2条 応援団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 置賜地域の子育てに関する情報の共有及び発信に関すること
- (2) 地域全体で子育てを応援する機運の醸成に関すること
- (3) 置賜地域の子育て支援団体の職員の資質向上と交流促進に関すること
- (4) その他、子育てしやすい環境づくりに関すること

### (応援団の構成)

第3条 応援団は、正会員及び賛助会員で組織する。

- 2 正会員は、別表に掲げる会員とし、応援団の運営及び第2条に規定する事項について協議を行う。
- 3 賛助会員は、第1条に規定する目的に賛同する個人及び団体とし、応援団の事業に対し協力する。

### (応援団の役員)

第4条 応援団に次の役員を置き、正会員の互選によって決定する。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 役員任期は、1年とする。

### (事務局)

第5条 応援団の事務局は置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、応援団に関し必要な事項については、置賜総合支庁長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成21年 9月14日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年 3月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年 7月 3日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年 7月24日から施行する。